



# 受験料を補助します

## 大学・短大・専門学校

### 対象児童

平成16年4月2日～平成17年4月1日生  
※保護者が県内在住であること

### 成績要件

高等学校等における全履修科目評定平均値 5段階評価 3.5以上相当  
又は高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者

### 補助金額

受験料の実費 1人当たり **3万5千円（上限）**

### 対象児童の 保護者世帯 経済的要件

①～③のうち、いずれか1つに該当

- ①児童扶養手当受給世帯
- ②住民税（均等割）非課税世帯
- ③新型コロナウイルスの影響等により家計が急変し①②と同様の所得水準世帯

### 必要書類

- 受験料の振込を証明する書類
- 所得要件の証明（いずれか1つ）
  - \*児童扶養手当証書の写し
  - \*自治体が発行する所得・課税証明書の写し（世帯全員分）
  - \*新型コロナウイルスの影響などにより家計が急変したことの証明（直近1か月分の給与明細書等）
- 学校が発行する成績証明書等

お申込みはこちらから



### 申請方法

申請フォームからお申込みください。  
<https://pro.form-mailer.jp/lp/97b1ab5f258219>

※フォームからの申込が難しい方は、山口県母子・父子福祉センターへお問い合わせください。

### 申請期間

**令和4年9月1日～令和5年3月24日**

【お問い合わせ先】山口県母子・父子福祉センター

TEL 083-923-2490 E-Mail [y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp](mailto:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp)

## よくあるご質問

Q1 どのような人が補助金を申請できますか。

A1 対象児童は、令和4年度末までに18歳になる方で、成績要件を満たしている方、申請者は対象児童の保護者で、経済的要件を満たし県内在住の方となっています。  
対象児童が県外に居住しており、別居で監護している場合も申請可能です。

Q2 受験先はどこでもいいのでしょうか。

A2 文部科学省の「就学支援新制度」の対象機関リストに掲載されている全国の大学・短期大学・専修学校等となります。

詳しくは、文部科学省のホームページをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838.htm)



Q3 大学入学共通テストの受験料は対象となりますか。

A3 対象となります。

Q4 受験料が3万5千円もかかっていないのですが、申請は1回だけですか。

A4 補助する額は、受験料の実費（円単位）となります。1回の受験料が3万5千円未満であれば、上限3万5千円に達するまで複数回申請できます。また、1回でまとめて申請することも可能です。

Q5 申請するには、どうしたらいいのですか。

A5 原則、ホームページの申請フォームからオンライン申請となります。添付書類はスマートフォンなどで撮影した写真データを送信するようになります。オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。

Q6 申請してからどのくらいで入金されますか。

A6 申請内容の審査後、交付決定を行います。概ね1～2か月後の入金となります。

詳しい内容は、「山口県母子・父子福祉センター」までお問い合わせください。

TEL 083-923-2490

FAX 083-923-2499

メール [y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp](mailto:y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp)

